二十一	横浜北水堤灯台から百二十九度三十分千五百メートルの地点
二十二	横浜北水堤灯台から百三十度千四百メートルの地点
二十三	横浜北水堤灯台から百四十四度千五百四十メートルの地点
二十四	横浜北水堤灯台から百五十二度千百七十メートルの地点
二十五～四十三	（略）
四十四	横浜北水堤灯台から八十一度三十分千百十メートルの地点
四十五	横浜北水堤灯台から九十六度三十分千五百九十メートルの地点
四十六	横浜北水堤灯台から百五度三十分千五百二十メートルの地点
四十七	横浜大黒防波堤西灯台から二百九十七度三十分千七百九十メートルの地点
四十八	横浜大黒防波堤西灯台から三百五度千八百二十メートルの地点
四十九～九十三	（略）

（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

二十一	横浜外防波堤北灯台から二百二十一度六百五十メートルの地点
二十二	横浜外防波堤北灯台から二百二十九度三十分六百八十メートルの地点
二十三	横浜外防波堤北灯台から二百二十一度千四十メートルの地点
二十四	横浜北水堤灯台（北緯三十五度二十七分三十六秒東経百三十九度三十九分三十秒）から百五十二度千百七十メートルの地点
二十五～四十三	（略）
四十四	横浜外防波堤北灯台から三百二十二度七百九十メートルの地点
四十五	横浜外防波堤北灯台から三百五十九度二百八十メートルの地点
四十六	横浜外防波堤北灯台から二百九十五度三十分百四十メートルの地点
四十七	横浜外防波堤北灯台から百二十一度三十分六十メートルの地点
四十八	横浜外防波堤北灯台から三十九度三十分二百三十メートルの地点
四十九～九十三	（略）

（略）